

雫石町議会町民懇談会（地域懇談会）開催要領

1 目的

町民や団体等から広く意見、要望、提言を聴取するとともに、議会が持つ情報を提供する場として開催する。併せて、町民や団体等と議会が多様な意見交換を行うことで、町政への政策提言及び議員の監視機能強化に資することを目的とする。

2 参加対象

町内の自治会、行政区、各種団体、町内で活動するグループ

3 時期及び時間

開催希望届の提出をもって議会で日程を調整のうえ決定する。開催時間は90分程度を目安とする。

4 会場

開催希望者の意向による。基本的には地域公民館を想定している。

5 募集

自治会長及び行政区長あてに文書により通知するほか、別紙チラシにより議会広報及びホームページで周知する。

6 申込方法

「雫石町議会町民懇談会開催希望届」を議会事務局に提出するものとする。

7 開催の決定

申込終了後、議会内で日程調整のうえ決定する。希望団体全部の開催ができない場合は、次年度以降に優先して開催する。

8 議員の対応

5名以内で班を編成して対応する。

基本的には、議長又は副議長のほか、各委員会から1名を選出する。

この場合、可能な範囲で出身地域の会場は担当しないように配慮する。

9 次第及び所要時間の目安

- | | | | | |
|-----|--------|---|---------|-------|
| (1) | 開 | 会 | 司会者 | |
| (2) | 挨拶 | | 議長又は副議長 | (5分) |
| (3) | 出席議員紹介 | | 司会者 | (5分) |
| (4) | 議会報告 | | 班で担当を決定 | (10分) |
| (5) | 意見交換 | | 全議員 | (70分) |
| (6) | 閉 | 会 | 司会者 | |

10 その他

- (1) 会場の予約手続きが必要な場合は、事務局が調整する。
- (2) コロナ感染予防の三密を避けるための人数制限等は、開催希望の代表者とそれぞれ調整するものとする。
- (3) 議員は、開始 30 分前に会場に参集することとする。
- (4) 会場準備及び後片付けは議員全員で行う。
- (5) 各種団体との懇談会については、常任委員会で対応することが望ましい場合は、その対応を改めて協議する。
- (6) 広報等で紹介する場合は、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、併せて会議の冒頭、写真掲載及び録音について参加者の承諾を得たうえで進行することを基本とする。